

向上を更に推進する。

(2) 特殊学級障害種別児童生徒数

特殊学級対象児童生徒については、「(7)就学指導体制」の施策の基本方向と併せ、障害の種別程度に応じ、適正な就学を更に推進する。

(3) 盲、聾、養護学校障害種別児童生徒数

盲、聾、養護学校障害種別義務教育人口の将来における動態を予測すると、表2-5-11に示すとおりとなり、また、「第1節 幼稚園教育」においてみたとおり、近年、本県においても、幼児教育の重要性に対する認識が高まっている状況から、心身障害児の教育機会の拡充に対する要求が高まるものと想定される。

養護学校の高等部については、現在までの生徒数推移から、将来においても、生徒数が緩慢に増加し続けるものと予測される。

従って、このような想定に基づき、心身障害の種別、程度に対応した多様な教育ができるよう、教育機会を拡充するとともに、盲、聾、養護学校の教育諸条件の整備充実を図る。

(4) 特殊学級の配置

特殊学級の配置については、「(2)特殊学級障害種別児童生徒数」の施策の基本方向と併せ、心身障害の種別に応じ、特殊学級の適正配置を更に推進する。

(5) 盲、聾、養護学校の学級配置

盲、聾、養護学校の学級配置については、「(3)盲、聾、養護学校障害種別児童生徒数」の施策の基本方向と併せ、心身障害の種別、程度及び発達段階に応じ、学級増を図る。

また、幼稚部及び高等部の学級配置については、教育のあり方も含めて、その適正化を検討する。

(6) 養護教育の学校配置と学校規模

盲、聾、養護学校の対象児童生徒数の動態予測（表2-5-11）に基づき、盲、聾、養護学校の設置数を推計すると、盲、聾学校は現状のとおりであるが、養護学校については、表2-5-12に示す状況となる。

従って、このことに基づき、学校の適正規模を検討し、それに基づく適正な学校配置を図る。

表2-5-12 養護学校設置数推計

（単位：校、分校、分室）

障害種別区分	年度			51			55			60		
	本校	分校	分室									
精神薄弱	4	—	—	11	1	—	12	—	—	—	—	—
肢体不自由	2	—	1	2	1	—	2	1	—	—	—	—
病弱	1	—	1	1	2	—	1	2	—	—	—	—
合計	7	—	2	14	4	—	15	3	—	—	—	—

注：1. 「養護教育室推計」（昭52）による。

2. 精神薄弱対象の学校数には、国立1校を含む。

3. 昭和51年度の学校数は、実績値である。

(7) 就学指導体制

心身障害児教育の研究、研修、教育相談の機関として、養護教育センターを設置し、県段階、市町村段階、学校段階の就学指導活動の有機的連携を図り、適正就学を実現できるよう、就学指